

# 地域県土警察常任委員会資料

## (令和5年11月30日)

- 「第23回住みよい県土づくり表彰式」について  
【県土総務課、技術企画課】……………2ページ
- 一般国道313号車両衝突事故損害賠償請求控訴事件(令和5年(ネ)第13号)に係る判決について  
【道路企画課】……………6ページ
- 冬期道路交通確保対策会議の開催について  
【道路企画課】……………7ページ
- 国道29号津ノ井バイパス整備にかかる国要望について  
【道路企画課】……………8ページ
- 中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進総決起大会の開催について  
【道路企画課】……………9ページ
- 高速道路のミッシングリンクを解消し日本の再生を実現する10県知事会議の要望について  
【道路企画課】……………10ページ
- 中海・宍道湖8の字ルート整備推進にかかる国要望について  
【道路企画課】……………11ページ
- 西日本砕石有限会社に対する債権について  
【河川課】……………12ページ
- 鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会の開催結果について  
【治山砂防課】……………13ページ
- 境港における災害時海上輸送応援等に関する協定の締結について  
【港湾課】……………14ページ
- 鳥取港港湾区域内の放置艇9隻に対する行政代執行の着手について  
【港湾課】……………15ページ
- 鳥取県地方港湾審議会の開催結果について  
【港湾課】……………16ページ
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
【技術企画課、道路建設課、河川課、港湾課】……………17ページ

県 土 整 備 部

## 「第 23 回住みよい県土づくり表彰式」について

令和 5 年 11 月 30 日  
 県 土 総 務 課  
 技 術 企 画 課

県土整備の重要性について広く県民の理解と協力を得るため、令和 4 年度に完成した県発注工事のうち、他の模範となる優良建設工事の施工者及び技術者の表彰を行いました。また、民間団体による土木施設の清掃や草刈り等の活動の輪を拡大するため、土木施設愛護ボランティアとして特に貢献のあった団体を併せて表彰しましたので、御報告します。

### 1 表彰式の概要

- (1) 日時・場所 令和 5 年 11 月 24 日（金） とりぎん文化会館小ホール
- (2) 出席者 各表彰受賞者、知事、県議会地域県土警察常任委員会常任委員長ほか
- (3) 主な内容
  - ア 鳥取県知事表彰（優良建設工事施工者・優良技術者、土木施設愛護ボランティア）
  - イ 台風第 7 号の被災対応に尽力いただいた建設業協会及び建設会社への感謝状贈呈
  - ウ 国土交通大臣表彰者（建設事業関係功労者）披露、同顕彰者（優秀施工者）顕彰披露
  - エ 鳥取県県土整備部長及び農林水産部長表彰（若手優良技術者、優良下請負業者）

### 2 鳥取県知事表彰受賞者数

区 分	受 賞 者 数
○ 優良建設工事施工者	46 社（工事件数：50 件）
○ 優良技術者	60 名
○ 土木施設愛護ボランティア	4 団体

※ J V 受賞、重複受賞を踏まえた実質受賞社数。

### 3 鳥取県知事表彰受賞者

#### (1) 優良建設工事施工者及び優良技術者

令和 4 年度に完成した工事の中で他の模範となる工事を施工した業者及び技術者を表彰し、県内建設業者の技術の向上や建設業界の発展に資する。

No.	工 事 名	工 種	管内	施 工 者	優 良 技 術 者
1	県道岩美停車場河崎線（新井工区）標識設置工事（交付金改良）	交通安全施設	鳥取	株式会社大晃工業	安谷 亨
2	国道 178 号（岩美道路）法面工事（2 工区）（補助）（国補正）	アンカー工		株式会社田中組	大塚 伸行
3	国道 178 号（岩美道路）舗装工事（2 工区）（補助）	アスファルト		やすなが工事株式会社	田嶋 也人
4	七谷地区地域ため池（七谷池）改修工事（1 工区）（国補正）	土木一般		株式会社大晃工業	西村 隆一
5	国道 178 号（岩美道路）改良工事（6 工区）（補助）（国補正）	土木一般		株式会社原田建設	山本 卓郎
				株式会社ジューケン	中村 優
6	県道網代港岩美停車場線（田後工区）外改良工事（交付金）	土木一般		美穂建設株式会社	瀧本 哲也
7	国道 178 号（岩美道路）法面工事（5 工区）（補助）（国補正）	アンカー工		株式会社田中組	大塚 伸行
8	県道鳥取河原線（倭文 2 工区）改良工事（3 工区）（補助）	土木一般		有限会社豊栄工務店	谷口 一志
9	古海第 1 地区取水管更新（管渠更生）工事	土木一般		大和建设株式会社	尾崎健太郎
10	県道若葉台東町線（吉方温泉 2 工区）舗装工事（交付金）（国補正）	アスファルト	やすなが工事株式会社	谷尾 浩司	

	工 事 名	工 種	管内	施工者	優良技術者
11	県道網代港岩美停車場線（浦富2工区）改良工事（5工区）（交付金交安）	土木一般	鳥取	有限会社中信建設	中村 砂雄
12	鳥取港西浜緑地改良工事（交付金）	土木一般		大和建设株式会社	北尾日出美
13	国道373号舗装補修工事（尾見工区）（単県）	アスファルト	八頭	株式会社竹内組	福田 真也
14	春米川河川災害復旧工事（3年災49号及び245号）	土木一般		株式会社竹内組	米原 亮
15	小目谷川通常砂防工事（交付金）（国補正）	土木一般		株式会社竹内組	竹内 佑汰
16	国道373号（郷原工区）改良工事（交付金改良）（国補正）	土木一般		株式会社大英組	藤森 崇弘
17	大江C地区急傾斜地崩壊対策工事（交付金）（国補正）	土木一般		中一建設株式会社	田村 英正
				株式会社大法	小野 達也
18	県道羽合東伯線（天神歩道橋）橋梁補修工事（6工区）（補助）	塗装一般		有限会社森本塗装店	森本 徳人
19	宮の谷川小規模砂防工事（3工区）	土木一般	中部	有限会社戸羽建設	中本 良一
20	国道313号（倉吉関金道路）舗装工事（小鴨工区）（補助改良）（国補正）	アスファルト		株式会社伊藤建設	澤田 幸仁
21	県道羽合東伯線（天神橋）橋梁補強工事（7工区）（補助）	土木一般		株式会社伊藤建設	北中 裕也
22	国道313号（北条倉吉道路（延伸））橋梁下部工事（P3橋脚）（補助改良）（国補正）	土木一般		馬野建設株式会社	森田 健司
23	国道313号（矢送橋）外橋梁補修工事（1工区）（補助）	土木一般		有限会社前嶋組	竹部 正直
24	黒川谷川通常砂防工事（2工区）	土木一般		有限会社若建設工業	岩本 誠
25	国道181号（佐川～根雨原工区）改良工事（1工区）（防災安全交付金）	土木一般		株式会社みたこ土建	美田 哲朗
26	大山登山道線木道改修工事（1工区）	土木一般	米子	船越建設株式会社	土山 伸吾
27	水貫川河川改修工事（2工区）（補助）	土木一般		株式会社大協組	西本 大助
				船越建設株式会社	中村 洋
28	国道431号（夜見町外工区）舗装補修工事（老朽化対策）	アスファルト		有限会社松本建設	小林 幸生
29	県道淀江琴浦線（大名橋）橋梁塗装工事（補助）	土木一般		有限会社小倉興産	小倉 佳美
30	県道赤碓大山線防護柵修繕工事（3工区）（広域連携）（ゼロ県債）	交通安全施設		株式会社エイ・エイチ・エイ	幡原 淳
31	県道境車尾線（観音寺～車尾工区）舗装工事（防災安全交付金）（国補正）	アスファルト		株式会社エイ・エイチ・エイ	幡原 譲
32	県道大滝白水線（大坂工区）改良工事（2工区）（防災安全交付金）（国補正）	アンカー工	山陰緑化建設株式会社	井上 庸治	
33	小松谷川河川改修工事（9工区）（防災安全交付金）	土木一般	株式会社所子建設	池本みつる	
34	米子港物揚場（-4.5m岸壁）上部工補修工事（2工区）（防災安全交付金）	港湾工事	美保テクノス株式会社	安田 繁夫	
35	県道米子環状線（口陰田工区）陰田橋上下部工事（防災安全交付金）	土木一般	平井工業株式会社	橋口繁次郎	
36	小松谷川河川改修工事（11工区）（防災安全交付金）	土木一般	有限会社柳田建設	大江 健二	
37	県道倉吉江府溝口線（一ノ沢）舗装工事（防災安全交付金）（国補正）	アスファルト	株式会社大協組	勝部 義徳	

	工 事 名	工 種	管内	施工者	優良技術者
38	三谷地区復旧治山工事	土木一般	日 野	株式会社かわばた	大嶋 真一
39	国道 181 号江府道路俣野地区道路改良工 事（7工区）（補助改良）（国補正）	土木一般		有限会社住田組	末次 純
40	深谷川小規模砂防及び萩山川砂防メンテ ナンス工事	土木一般		有限会社今松工務店	木山 武旨
41	警察本部庁舎棟パッケージ空調設備改修 工事	管工事	東 部	大和設備株式会社	小林 正彦
				鳥取ビルコン株式会社	西尾 訓
42	青谷かみじち史跡公園展示ガイダンス施 設ほか新築工事（機械設備工事）	管工事		西日本環境設備株式会 社	荒川 清壽
				サンユー技研工業株式 会社	大角 康行
43	青谷かみじち史跡公園展示ガイダンス施 設新築工事（ガイダンス棟・建築）	建築一般		株式会社ジューケン	植垣 博文
				株式会社原田建設	葉狩 大作
44	青谷かみじち史跡公園展示ガイダンス施 設新築工事（重要文化財棟・建築）	建築一般		大和建设株式会社	村田 剛
			株式会社懸樋工務店	楠城 吉高	
45	青谷かみじち史跡公園展示ガイダンス施 設ほか新築工事（電気設備工事）	電気工事	山口電業株式会社	山崎 讓	
46	県営住宅河北団地第一期住戸改善工事 （56棟）（機械設備）	管工事	中部	早田設備株式会社	里田 健二
47	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号 上屋新築工事（2工区）（建築）	建築一般	西 部	株式会社平田組	石谷 直将
				美保テクノス株式会社	本池 晋一
				株式会社金田工務店	石原 哲男
48	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号 上屋新築工事（電気設備）	電気工事		岡田電工株式会社	清水 崇
				美保テクノス株式会社	木村 尚貴
49	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号 上屋新築工事（衛生設備）	管工事		有限会社橋本工業所	遠藤 俊彦
			株式会社モチダ	吉村 孝志	
50	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号 上屋新築工事（空調設備）	管工事		株式会社ミテック	塚田 悟

## (2) 土木施設愛護ボランティア

安全で美しい環境で人々が生き生きと暮らせるよう、清掃や草刈り等の活動に貢献したボランティア団体を表彰し、その活動の輪の一層の拡大を促進する。

	団 体 名	管内	主 な 活 動 場 所
1	岩井温泉区	鳥取	蒲生川（岩美郡岩美町岩井地内）
2	明倫地区玉川を美しく する会	中部	玉川（倉吉市余戸谷町～東岩倉地内）
3	笑い庵 加茂川・中海 をきれいにする会	西部	旧加茂川、加茂川、米子港（米子市内）
4	網代漁港美化推進会 【代表受領者】	鳥取	網代漁港（岩美郡岩美町網代地内）

## 4 鳥取県部長表彰受賞者

### (1) 若手優良技術者

高齢化と若手入職者の減少が著しい建設業界において、若手技術者の意欲や地位の向上を図り、建設業全体の活性化に資することを目的とする。

技術者名	所 属	工 事 名
福田 真也	株式会社竹内組	国道 373 号舗装補修工事（尾見工区）（単県）
木村 尚貴	美保テクノス株式会社	境漁港高度衛生管理型市場整備事業2号上屋新築工事 （電気設備）

## (2) 優良下請負業者

請負業者と協力して他の模範となる優良な工事施工に貢献した下請負業者を表彰し、その社会的評価を高めることで技術力等の更なる向上につなげ、適正な元請下請関係の構築により、業界全体の良好な施工環境の確保を図り、工事の品質向上を図る。

	地区	業者名	工事名	元請業者名
1	鳥取	春千興業有限会社	七谷地区地域ため池(七谷池)改修工事(1工区)(国補正)	株式会社大晃工業
2	米子	有限会社浅田建設	小松谷川河川改修工事(9工区)(防災安全交付金)	株式会社所子建設

## 5 国土交通大臣表彰(顕彰)

### (1) 建設事業関係功労者等表彰

建設事業に携わる個人又は団体に対し、他の模範として推奨に値する者を表彰して功労を称える。

	所 属	氏 名
1	元 有限会社田中建具代表取締役社長 元 鳥取県建具組合連合会会長	田中 修二
2	元 株式会社三徳興産代表取締役社長 元 一般社団法人鳥取県管工事業協会会長	長谷川 泉

### (2) 優秀施工者(建設マスター) 国土交通大臣顕彰

国土交通大臣が、特に優秀な技能等を持ち後進の指導・育成等に貢献している建設技能者を顕彰することにより、「ものづくり」に携わる方の誇りと意欲を増進させ、その社会的評価の向上を図る。

	所 属	氏 名
1	株式会社藤原組	國本 浩二
2	株式会社重道組	山崎 勇人
3	株式会社共栄組	前田 徹
4	株式会社チュウブ	杉本 賢治

## 6 台風第7号の被災対応に係る感謝状の贈呈

### ア 建設業協会

団体名	
一般社団法人鳥取県建設業協会	一般社団法人鳥取県東部建設業協会
一般社団法人鳥取県八頭建設業協会	一般社団法人鳥取県中部建設業協会

### イ 建設会社

建設会社名			
吉田建設株式会社	株式会社藤工務店	東洋建設株式会社	有限会社尾崎工務店
株式会社大谷組	北村屋木材株式会社	中一建設株式会社	山陰建設株式会社
株式会社西村組	有限会社國本建設	有限会社中田組	有限会社東伯土建工業
有限会社村島工業	興徳建設有限会社	株式会社八田建設	株式会社桜宮
有限会社中信建設	株式会社さくら建設	株式会社谷口工務店	株式会社竹内組
正田工業有限会社	中央建設株式会社	株式会社井中組	株式会社田中組
やまこう建設株式会社	株式会社トラスト	有限会社中江組	株式会社寺谷組
有限会社森本組	有限会社中村建設	有限会社八幡建設	大和建设株式会社
有限会社杉浦工業	有限会社プロジェクト	福井土建株式会社	かわにし建設株式会社
有限会社一高土木	株式会社松田組	有限会社若建設工業	オグラ建設株式会社
春千興業有限会社	岡島建設有限会社	株式会社北和	未来建設株式会社
株式会社藤原組	有限会社一企工	株式会社重道組	こおげ建設株式会社
有限会社前嶋組	-	-	-

# 一般国道 313 号車両衝突事故損害賠償請求控訴事件 (令和 5 年 (ネ) 第 13 号) に係る判決について

令和 5 年 11 月 30 日  
道 路 企 画 課

標記載判の判決が令和 5 年 10 月 25 日にありましたので、その内容等について次のとおり報告します。

<判決：広島高等裁判所 松江支部>

## 【勝訴】

主文

- 1 控訴人らの請求を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。 ※ 判決理由等は、後日郵送送付。

## 1 控訴の概要

- (1) 控訴人 岡山県真庭市蒜山下長田 1751 番地 小谷 朱美ほか 2 名  
控訴代理人 弁護士 佐野 泰弘
- (2) 被控訴人 鳥取県 (代表者 鳥取県知事)
- (3) 請求の趣旨
  - ① 原判決を取り消す。
  - ② 被控訴人は、控訴人小谷朱美ほか 2 名に対し 3,300 万円及びこれらに対する平成 31 年 2 月 12 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
  - ③ 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。

## 【一審の概要 (鳥取地方裁判所 (令和 5 年 5 月 15 日) )】

- (1) 原判決の主文
  - ① 原告らの請求をいずれも棄却する。
  - ② 訴訟費用は原告らの負担とする。
- (2) 判決の主な内容  
原告が主張する、路面の凍結があったとの事実は認められず、県に道路管理の瑕疵があったとは認められない。

## 【経 緯】

- ・ H31. 2. 12 一般国道 313 号において、原告の夫の運転する軽トラックと 4 トントラックによる正面衝突事故が発生し、一審原告の夫が死亡
- ・ R 4. 2. 10 訴訟の提起  
原告主張：事故原因が路面凍結によるとの主張であり、道路への凍結防止剤の散布、パトロール及び通行規制等の措置を怠ったことによる、本件道路の設置又は管理に瑕疵があったとして、国家賠償法第 2 条第 1 項により死亡慰謝料等の支払を求める。
- ・ R 5. 5. 15 一審判決言渡し【鳥取県の勝訴】
- ・ R 5. 5. 29 原告側控訴 (令和 5 年 (ネ) 第 13 号)
- ・ R 5. 10. 25 控訴審判決言渡し【鳥取県の勝訴】
- ・ R 5. 11. 10 上告期限経過、判決確定

# 冬期道路交通確保対策会議の開催について

令和5年11月30日  
道路企画課

冬期の大雪等の異常気象等による主要幹線道路の不通や交通渋滞などの事態を回避するための対策を検討し、併せて関係機関の連携体制の構築を目的とした冬期道路交通確保会議を開催しました。

大雪時においても安定した道路交通の確保が図れるよう関係機関と連携し、除雪体制を整えるとともに、県民の皆様に除雪作業への御理解・御協力を呼びかけていきます。

- 1 日時 令和5年11月15日(水) 午後2時～(ウェブ会議)
- 2 出席者 委員長：国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長  
委員：国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所・岡山国道事務所  
鳥取県県土整備部、危機管理部、鳥取県土整備事務所、八頭県土整備事務所  
岡山県、市町村(鳥取市・智頭町ほか)、警察(県警本部・各警察署)  
NEXCO西日本 ほか

## 3 確認事項

### (1) 広報活動の実施

- ① 広域迂回、不要不急の外出自粛を呼びかける。  
近畿・九州地方整備局・NEXCO西日本とも連携した記者発表・ホームページ・SNS等を用いた広報を行う。
- ② 冬用タイヤ早期装着啓発活動を行う。
- ③ トラック協会等への協力要請・降雪時の冬用タイヤ・チェーン等の装着指導を実施する。

### (2) 集中除雪区間の設定

- ① 大雪時に大型車両のスタックによる通行止めが発生しやすい区間を集中除雪区間として設定し、重点的に除雪を行う。(重点除雪)
- ② 降雪が激しく、並行する路線の一方が通行止めの可能性が高まった場合、一方を通行止めして集中除雪し、除雪完了後早期に交通開放を行う。(集中除雪)

### (3) 集中除雪タイムライン

大規模な滞留車両が発生する前に迅速な集中除雪のための通行止めを実施する場合は、県災害対策本部と連携し、路線ごとに判断する。

### (4) 事故・スタック発生時の初動体制の迅速化

大雪によりスタックが発生し車両の通行が不能となった場合は、速やかに交通規制が行えるよう交通誘導員の配置等の体制を構築し、車両の滞留防止、早期解消に向け警察と道路管理者で連携し対応する。

### (5) 鳥取道の通行止めに伴う国道373号への車両流入抑制

R5.1.24の豪雪による国道373号で発生した車両滞留を受けて、鳥取道が通行止めとなり、国道373号の安全な走行も確保できない場合は、鳥取道と併せて国道373号志戸坂トンネルも通行止めとすることを確認した。

・鳥取県側、岡山県側に交通誘導員を配置して、迂回路に誘導する。

### (6) 山陰道・国道9号・鳥取道・国道53号に大雪が予想される場合の広域迂回

大雪が予想される場合における本県への通過交通の流入を防ぐため、近畿・九州地方整備局及びNEXCO西日本と連携し、事前に広域迂回を促す呼びかけを広く行う。(平常時・異常気象時)

- ・広域迂回を促すチラシを道路利用者(鳥取県トラック協会等)に送付する。
- ・中国自動車道のSA・PAでチラシ・ポスター等による広報を行い道路利用者に周知する。
- ・中国自動車道の道路情報板により道路利用者に周知する。

## 4 その他

本会議の他、山陰道・国道9号道路交通確保対策関係者会議(令和5年10月31日開催)、米子自動車道沿線交通確保対策会議(令和5年11月16日開催)等において、冬期道路交通確保に向けての関係機関の連携確認を行った。

# 国道 29 号津ノ井バイパス整備にかかる国要望について

令和 5 年 11 月 30 日  
道 路 企 画 課

国道 29 号津ノ井バイパスの事業再開について、鳥取市・八頭町・若桜町と合同で要望活動を実施しましたので、その概要を報告します。

## 1 要望先・日時等

- ・日 時：令和 5 年 11 月 14 日（火）午後 4 時～午後 4 時 20 分（※ 6 団体要望と合わせて 20 分間）
- ・場 所：国土交通省 国土交通審議官室（3 号館 4 階）
- ・面会者：国土交通省 国土交通審議官 榎 真一（さかき しんいち）

## 2 要望者

鳥取県 知事	平井 伸治	鳥取市 市長	深澤 義彦
八頭町 町長	吉田 英人	若桜町 町長	上川 元張

## 3 主要要望内容

津ノ井バイパスの 4 車線化早期整備

## 4 榎審議官発言要旨

4 車線化による地域への影響（効果）と要望について御理解いただいた。

## 5 要望時の様子



(参考)  
位置図





# 中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進総決起大会の開催について

令和5年11月30日  
道路企画課

米子・境港間の高規格道路の早期事業化と中国横断自動車道岡山米子線の4車線化事業箇所を早期供用を国へ訴えかけるため、県と中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進期成同盟会(会長:米子市長)主催による総決起大会を開催しましたので、その概要を報告します。



## 1 大会の概要

日時: 11月13日(月) 午前10時30分～11時30分  
場所: 都道府県会館1階 101大会議室  
主催: 鳥取県、中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～米子間)整備促進期成同盟会  
共催: 中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進鳥取県議会議員連盟  
齊木会長、内田顧問、安田副会長、浜田幹事長、野坂幹事、前原幹事、川部議員、鹿島議員、河上会計監事 計9名  
中国横断自動車道岡山米子線全線4車線化促進市議会連盟、鳥取県西部地域振興協議会、中海・宍道湖・大山圏域市長会、境港管理組合議会、米子・境港間を結ぶ高規格道路建設推進議員連盟、中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議  
主な来賓: 国会議員: 赤澤衆議院議員、湯原衆議院議員、青木参議院議員、舞立参議院議員、藤井参議院議員  
国土交通省: 岸川道路局次長、門間中国地方整備局道路部長  
NEXCO西日本: 後藤常務執行役員、赤松中国支社長  
会員: 平井知事、伊木市長(会長)ほか県西部自治体の首長・議長、鳥取県西部経済団体等 計約80名

## 2 主な発言要旨

赤澤 衆議院議員	道路は、経済を発展させる意味で重要であるが、けが人が出た時や災害の時はまさに命の道となる。4車線化の早期整備も全力を挙げてやっていきたい。熱い思いをしっかりと受けとめて確実に形にしていきたい。これからも力を合わせて頑張りましょう。
湯原 衆議院議員	目の前の北東アジアの富を我々の力で吸い上げると同時に、域内においてコストがかからない輸送のためにも、米子・境港間の整備を促進していかなければならない。声を上げ続けて、1日も早く整備が完了するように頑張っていきたいと思います。
青木 参議院議員	合区の選挙区から当選して7年目を迎えている。鳥取県、島根県、中海・宍道湖・大山圏域が一つの合区になったということは8の字ルートをしっかりとつくること、そして岡山から米子まで4車線の道路を結ぶというのが私の使命なのかなと考える。皆様方とともに切磋琢磨し、一生懸命汗をかくことをお誓いする。
舞立 参議院議員	この資材価格高騰の中でできる限りの予算を確保したうえで、地域の箇所付けについてしっかりと努力していきたい。年末の当初予算に向けて精一杯頑張っていきたい。
藤井 参議院議員	鳥取県島根県の医療機関の中で、7割にあたる4つの三次医療機関が、この地域に集積している。それにもかかわらず、救急搬送30分以上かかるところが点在している。いかに道路整備が進んでいないか、いかに必要であるかがわかると思う。皆様の情熱、力強い思いを受けて精一杯頑張っていく。
丹羽 国土交通省 道路局長(代読)	蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間については、1日も早い完成を目指し事業を推進する。米子・境港間の高規格道路については、鳥取県をはじめ関係自治体と連携し、地域状況をしっかりと踏まえた上で取組を進める。
杉本 境港商工会議所 運輸通信部会長	人口最小圏の鳥取県が生き残っていくためには、観光ビジネスにさらなる注力が必要である。一刻も早く、高規格道路の検討に入っていただくことをお願い申し上げます。
岡本 米子商工会議所 青年部会長	物流・人流のゲートウェイである境港を高速ICと直結させることで、観光をはじめ、物流、産業等にも及ぶ相乗的な効果が期待されるのではないかと。関係の皆様と一丸となり、当地域の発展に向けて努力したい。

# 高速道路のミッシングリンクを解消し日本の再生を実現する 10 県知事会議の要望について

令和 5 年 11 月 30 日  
道 路 企 画 課

高速道路のミッシングリンクを有する 10 県（山形県・福井県・和歌山県・鳥取県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・宮崎県）の要望活動を実施しましたので、その概要を報告します。

## 1 要望日時等

- ・国土交通省 日 時：11 月 14 日（火） 午後 2 時 20 分～2 時 30 分  
面会者：丹羽克彦道路局長

## 2 要望者

平井鳥取県知事、竹内山形県技術統括監、田中福井県土木部理事、五十川島根県土木部長、中川愛媛県土木部長、清水山口県東京事務所長、勝川徳島県東京本部長、前田高知県東京事務所長、和歌山県・宮崎県は今回不参加

## 3 主な要望内容

- ・大規模災害に備え国土強靱化を進めるため、ミッシングリンクの早期解消を図り、高規格道路ネットワークの整備を促進すること
- ・持続可能な分散型の国づくりを推進するため、未事業化区間の計画段階評価などの速やかな実施と早期事業化を図ること
- ・令和 6 年度道路関係予算総額の満額確保をはじめ、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に必要な予算・財源について、これまでのペースを緩めることなく、令和 5 年度補正予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること
- ・5 か年加速化対策期間完了後においても、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること
- ・「高速道路における安全・安心基本計画」において 4 車線化の優先整備箇所として位置付けられた区間の早期整備を図ること

## 4 発言要旨

<国土交通省 丹羽道路局長>

- ・道路ネットワークが完成し、企業誘致や人口増加の効果があつた等の話を、最近よく聞くようになった。ネットワークの効果は一定のものがあると思っている。
- ・ミッシングリンクについて我々として認識しているので、しっかりやっていきたい。

## 5 要望時の様子



# 中海・宍道湖8の字ルート整備推進にかかる国要望について

令和5年11月30日  
道路企画課

中海・宍道湖8の字ルートの早期整備について、中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議<sup>\*</sup>及び島根県と合同で要望活動を実施しましたので、その概要を報告します。

## ※中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議とは

中海・宍道湖・大山圏域市長会が中心となって設立した団体。山陰自動車道、米子・境港間の高規格道路、境港出雲道路など中海と宍道湖を介して8の字につながる高規格道路の整備推進団体と連携し、沿線の地方創生に寄与するとともに、圏域内におけるミッシングリンクの解消を図るため、中海・宍道湖8の字ルートを早期に整備することを目的とする。

## 1 要望先・日時等

- ・国土交通省 齊藤鉄夫大臣 日時：11月15日（水） 午後3時30分～3時45分
- ・国土交通省 丹羽克彦道路局長 日時：11月15日（水） 午後3時50分～4時05分

## 2 要望者

鳥取県 知事 平井伸治  
島根県 知事 丸山達也  
米子市 市長 伊木隆司

（中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議会長、中国横断自動車岡山米子線（蒜山IC～境港間）整備促進期成同盟会会長）

松江市 市長 上定昭仁（境港出雲道路（松江北道路）建設促進期成同盟会会長）

出雲市 市長 飯塚俊之（出雲・美保関間幹線道路整備促進期成同盟会会長）

境港市 市長 伊達憲太郎

安来市 市長 田中武夫

米子市商工会議所 会頭 坂口平兵衛（中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議副会長）

安来市議会 議長 永田巳好（中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議副会長）

## 3 主な要望内容

- ・中海・宍道湖8の字ルートの整備推進について
  - ▶ 米子・境港間を結ぶ高規格道路の早期事業化について
  - ▶ 高規格道路「境港出雲道路」の早期整備の推進について
  - ▶ 山陰道の整備推進について
- ・高規格道路ネットワークの整備に係る予算確保について

## 4 発言要旨

<齊藤大臣>

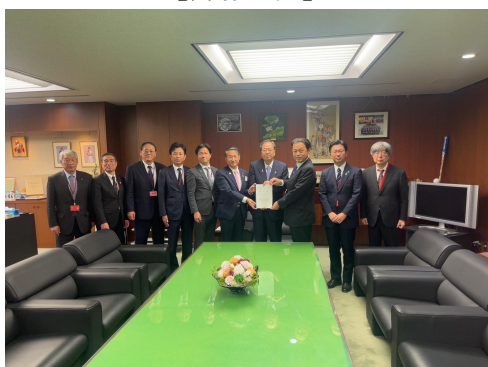
- ・米子・境港間の高規格道路は、米子市街地から米子空港や境港を結ぶ重要な道路と認識。整備により米子市街地の渋滞緩和や港湾・空港へのアクセス向上などの効果が見込まれる。
- ・一方、この道路は市街地を通過することから、環境や景観への配慮といった課題がある。鳥取県をはじめとした関係自治体と連携しつつ検討していく。
- ・凍結解除と事業化について、決して否定的ではない。地元自治体と連携をとりながら進めていきたい。
- ・事業中の米子道路の日野川東IC～米子南ICは、完成に向けて工事を推進していく。
- ・8の字ルート推進会議設立(8/7)の新聞を見て、8月8日8の字ルートとそろっていて熱意を十分に感じている。（同席：国土交通省道路局沓掛企画課長）

<丹羽道路局長>

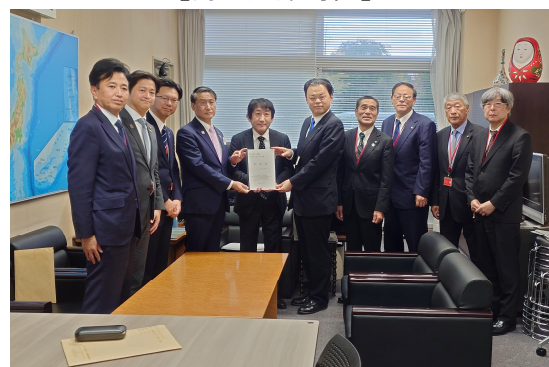
- ・両県がそろっての要望は初めてであり歴史的な日。パワーを感じる。
- ・いろいろなところで道路ネットワークの効果を聞いており、8の字をつなげる効果は大きい。
- ・具体的にルートをどう引くのが一番いいのかを考えていきたい。

## 5 要望時の様子

【齊藤大臣】



【丹羽道路局長】



## 西日本砕石有限会社に対する債権について

令和5年11月30日

河川課

平成18年2月18日に発生した西日本砕石有限会社の採石場（青谷町鳴滝）崩落に伴い、場内のPCBが土砂等と一緒に勝部川に流出し、その回収に係る原因者負担金(4,692万円)の納付が滞っていた件について、令和5年11月20日に消滅時効を迎えました。以下のとおり役員全員(2名)がすでに死亡し、差し押さえるべき債権もない状況であるため、西日本砕石有限会社に対する債権を不納欠損処分とすることについて報告します。

### 1 経過と状況

#### ① 原因者負担金(河川法第67条)の状況

平成18年2月18日に発生した勝部川沿いの採石場（青谷町鳴滝）崩落に伴い、場内のPCBが土砂等と一緒に勝部川に流出し、その回収に係る原因者負担金(4,692万円)の納付が滞っていた。

#### ② 債権回収経過及び状況

平成18年以降、督促により1～2万円程度ずつ延べ18回債権回収を実施したが、平成27年の社長死亡後は、その妻（役員）に督促するも納付してもらえない状況となっていた。

平成26年3月26日の約1万円の納付から5年が経過する平成31年3月25日が時効の到来であったが、平成30年に債権再調査を実施し、平成30年11月7日に法人名義の預貯金(8,165円)を差押え、平成30年11月20日に未収金へ充当した。その後は調査するも預貯金や換価できる財産も見当たらない状況にあり、債権回収から5年後の令和5年11月20日に消滅時効が到来した。

名称	請求額	収納額	不納欠損処分	残 額
原因者負担金 (河川法第67条)	(1回目納付命令額 32,163,537円) (2回目納付命令額 15,091,836円)	H18 20,000円	時効中断	47,235,373円
		H19 150,000円	時効中断	47,085,373円
		H20 140,000円	時効中断	46,945,373円
		H21 10,000円	時効中断	46,935,373円
		H25 10,000円	時効中断	46,925,373円
		H30 8,165円	時効中断	<u>46,917,208円</u>
		R1～R5 0円	時効到来	
計 338,165円				

#### ③ 役員個人及び法人の状況

平成27年8月に社長、令和3年8月にその妻（役員）が死亡し、差し押さえできるような回収債権もない状況であり、法人は廃業状態（税の滞納なし）となっていた。

平成24年10月2日、平成26年12月22日、平成30年8月22日にそれぞれ法人登記簿等を取り寄せ、法人の存続を確認した。

平成26年2月21日に、法人の解散登記は債務超過のためできない旨を確認した。

### 2 今後の対応

消滅時効が到来した令和5年11月20日以降、不納欠損等清算の手続を行う。

事務手続の手法については、税務課と連携して処理を行う。

(参考) 地方税法の不納欠損の条件

#### ・滞納処分の停止（地方税法第15条の7第4項）

滞納処分する財産がないときや滞納処分をすることで生活が著しく困難になるとき、また滞納者が所在不明の場合は、滞納処分の停止をすることができる。この停止が3年間継続したときは、納付・納入義務が消滅する。

#### ・執行停止後即欠損（地方税法第15条の7第5項）

滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を徴収できないことが明らかなきは、地方公共団体の長がその徴収金の納付・納入義務を直ちに消滅させることができる。

#### ・消滅時効（地方税法第18条）

地方税の徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅する。ただし、時効の中断がなされた場合は徴収権が継続し、その中断からさらに5年間、徴収権を行使できる。



# 鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会の開催結果について

令和5年11月30日  
治山砂防課

土砂災害発生から住民の生命を守るため、警戒レベル4相当情報として、市町村長による避難指示等の発令や住民による自主避難が適時適切に行われるよう、平成20年2月から鳥取県と鳥取地方気象台が共同で「土砂災害警戒情報」を発表しています。

近年の土砂災害履歴や降雨特性を踏まえて「土砂災害警戒情報」の精度向上を目的に、運用状況の検証及び土砂災害発生危険基準線（Critical Line:「CL」）の見直し等の検討を行うべく、令和4年度より検討委員会を開催しており、この度下記概要のとおりとりまとめを行いました。

## ※鳥取県における土砂災害検討委員会の開催状況

鳥取県では運用開始以降、平成21年(検証①)、平成24年(検証②)、平成28年(検証③)、平成30・令和1(検証④、CLの見直し)と降雨、災害等のデータが蓄積された概ね3年毎に検証を行ってきており、今回開催の委員会が通算5回目の検証である。<国の手引き：5年に1度を目安に、もしくは甚大な災害の発生状況等を勘案して適宜見直すこととする。>

## 1 開催日時・方式

- (第1回) 令和4年11月2日(水) 午前10時～正午 対面会議(鳥取市役所 多目的室1)
- (第2回) 令和5年3月17日(金) 午後1時半～3時半 対面会議(鳥取市役所 多目的室1)
- (第3回) 令和5年10月6日(金) 書面開催[今回の検証は第3回で完結]

## 2 委員一覧

氏名	役職等	第1回	第2回	第3回
藤村 尚 (ふじむら ひさし)	鳥取大学名誉教授：委員長	○	○	○
三輪 浩 (みわ ひろし)	鳥取大学学術研究院工学系部門教授	○	○	○
中谷 洋明 (なかや ひろあき)	国土交通省国土技術政策総合研究所	○	○	—
瀧口 茂隆 (たきぐち しげたか)	土砂災害研究部土砂災害研究室長	—	—	○
村上 和彦 (むらかみ かずひこ)	気象庁鳥取地方気象台防災管理官	○	○	—
山本 高男 (やまもと たかお)		—	—	○
大塚 尚志 (おおつか たかし)	国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長	○	○	○
森山 武 (もりやま たけし)	鳥取市危機管理部長	○	○	○
角田 正紀 (つのだ まさのり)	三朝町総務課参事	○	○	—
竹本 将樹 (たけもと まさき)		—	—	○
水中 進一 (みずなか しんいち)	鳥取県危機管理部長	○	○	○
蒲原 潤一 (かんばら じゅんいち)	鳥取県県土整備部長	○	○	—
小田原 聡志 (おだばら さとし)		—	—	○

## 3 委員会での議事要旨 <とりまとめ結果>

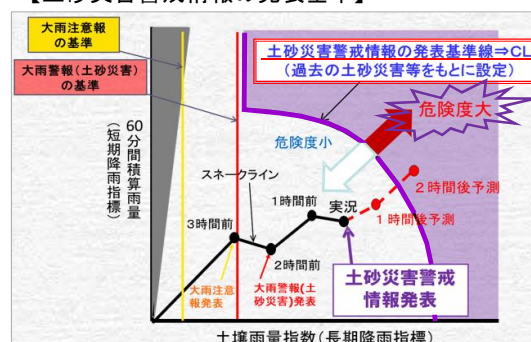
- ① 5kmメッシュ→1kmメッシュへの見直し(令和3年6月手引き改定への対応)
  - ・現行CL(5kmメッシュ)→見直しCL(1kmメッシュ)の設定 [今回見直しのメインテーマ]
- ② 見直しCLの検証
  - ・CL対象災害の選定及び対象期間変更
  - ・CL設定に用いるデータは、1kmメッシュ値が存在する2006年(平成18年)以降を用いる
  - ・前回見直し以降の災害データを追加の上、対象災害を選定しCLの妥当性を検証
- ③ 判定除外メッシュの検討(山間部で土砂災害警戒区域等なし、人家なしのメッシュを対象)
  - ・判定除外までは行わず、「低リスクメッシュ」として通常メッシュより影響の少ないCLを設定(各市町の意向により適用の可否を決定 → 導入8市町/17市町)
- ④ 今後の予定：令和6年度
  - ・①～③を反映した見直しCLを設定し、令和6年出水期から運用開始予定

## 4 検討委員会の様子等

【第1回検討委員会】



【土砂災害警戒情報の発表基準】



# 境港における災害時海上輸送応援等に関する協定の締結について

令和5年11月30日  
港 湾 課

境港管理組合では、大規模災害時における道路・鉄道など陸上輸送が途絶した際、RORO船（貨物を積んだトラックごと輸送する船舶）を活用した物資の海上輸送応援により、境港利用荷主のサプライチェーン維持を図るとともに、物流2024年問題を背景とした海上輸送モーダルシフトを促進するため、以下のとおり関係機関による協力協定を締結しましたので、報告します。

## 1. 協定締結式

- (1) 日時・場所 令和5年10月25日(水) 16時15分～16時40分 夢みなとタワー多目的ホール  
(2) 出席者 近海郵船(株)代表取締役社長 関 光太郎 (せき こうたろう)  
日本通運(株)山陰支店長 林 義弘 (はやし よしひろ)  
NX境港海陸(株)代表取締役社長 角田 祐道 (かどた ひろみち)  
境港管理組合管理者 鳥取県知事 平井 伸治

## 2. 協定の概要

- (1) 協定名 「災害時における海上輸送応援等に関する協定」  
(2) 目的

- ①RORO船を利用した災害時応援を迅速に行う。  
・RORO船を活用した災害時海上輸送応援により、陸上輸送寸断時にあっても、境港利用荷主のサプライチェーン維持を図る。

- ②海上輸送へのモーダルシフトに向けた環境整備を推進する。

- (3) 協定者 近海郵船(株)、日本通運(株)山陰支店、NX境港海陸(株)、境港管理組合  
(4) 主な規定

### ①連携事項

#### ア 災害時応援

- ・境港管理組合からの要請により、災害時の物資輸送、物流専門家の派遣等に協力すること
- ・近海郵船からの要請により、緊急時等における境港寄港に協力すること

#### イ RORO船利用に向けた事前態勢

- ・輸送資機材の確保や連結検討、特殊車両通行許可手続等を事前に準備しておくこと
- ・災害時海上輸送訓練を実施すること

#### ウ モーダルシフト促進に向けた環境整備

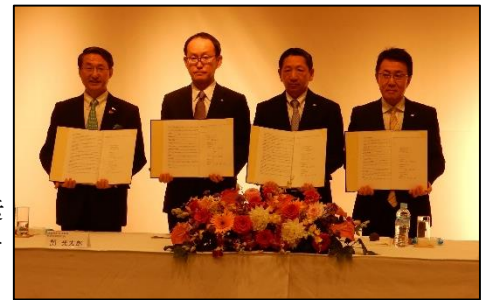
- ・圏域業者への啓発や知識ノウハウ習得など、境港を活用したモーダルシフト促進に向け、協力して取り組むこと

### ②有効期間

- ・協定締結の日から令和6年3月31日までであり、それ以降は自動更新（1年ごと）

### (5) 今後の取組

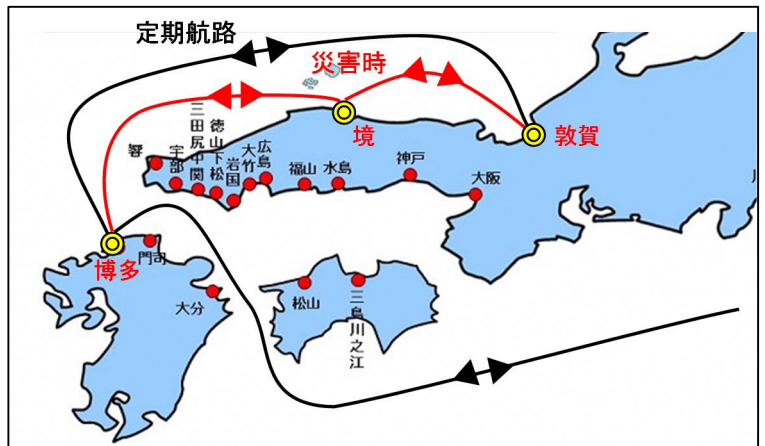
- 災害協定締結を足掛かりに、関係者間の連携を強化し、海上輸送へのモーダルシフトを促進する。



協定締結式の様子



RORO船の境港寄港状況（令和3年7月）



RORO船の災害時想定航路図

# 鳥取港港湾区域内の放置艇9隻に対する行政代執行の着手について

令和5年11月30日  
港 湾 課

鳥取港の港湾区域内に長期間放置されたままの放置艇9隻について、以下のとおり行政代執行による廃棄処分に着手しましたので、報告します。

## 1. 着手日時等

- (1) 日時 令和5年11月20日(月) 午前10時
- (2) 場所 鳥取港7号南野積場(鳥取市港町13-1、鳥取港湾事務所隣接地)
- (3) 対象 放置艇9隻(所有者は鳥取市内在住の3名)

## 2. 概要

### (1) 当日の実施内容

- ・行政代執行の宣言
- ・放置艇の搬出に係る事前作業(船体や残存燃料などの確認作業)

### (2) 放置艇の処理予定

- ・12月中旬まで 1隻ずつ解体の上、廃棄物処理事業者へ搬出。
- ・来年1月末まで 船体等を廃棄物として処理。

※ 鳥取港では、平成28年9月及び平成29年2月に水没した船舶を引き上げる代執行を実施。令和3年4月にも港内の放置艇に対する代執行を実施し、鳥取港5号野積場に保管している。これらの3隻も所有者が引き取らないため、今回の代執行対象である放置艇9隻と併せて廃棄処分する。

## 3. 代執行の実施理由

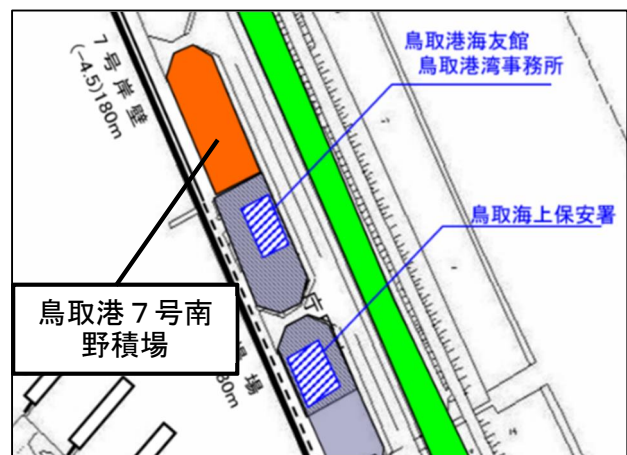
- ・所有者3名は野積場の使用許可を受け、船舶を保管していたが、許可期間満了後も搬出せず放置(不法占用)状態に至ったもの。
- ・所有者に対しては、これまで電話、自宅訪問及び文書により、撤去を再三指導してきた。しかし、コロナ禍による失業や生活困窮等を理由として一切対応していない。
- ・港湾管理上の支障となっていること、また、更なる不法投棄を防止し、景観及び港湾環境を保全していくため、行政代執行により放置艇の廃棄処分を実施することとした。
- ・放置艇は劣化して船体が破断するなど、船舶として使用できない状態である。このため、今回の代執行では、放置艇を廃棄処分することとしており、全所有者が廃棄処分を承諾している。

## 4. 今後の取組

- ・船舶所有者に対して管理指導を行うことで、放置艇の発生を未然に防ぎ、より適切な港湾管理を実施していく。



行政代執行の実施状況



位置



# 鳥取県地方港湾審議会の開催結果について

令和5年11月30日  
港 湾 課

重要港湾 鳥取港において、効果的な土地利用により、港湾機能の有効活用を図ることを目的とし、臨港地区内の分区変更について審議するため、鳥取県地方港湾審議会を開催しました。審議の結果、諮問した鳥取港臨港地区の分区変更について同意を得ました。

- 1 日 時：令和5年11月20日（月） 午後2時30分～午後4時
- 2 場 所：鳥取県立ふれあい会館大研修室
- 3 審議内容：鳥取港臨港地区の分区変更について

（単位：ha）

分区	面積		
	変更前	変更後	増減
商港区	約27.6	約32.3	約+4.7
漁港区	約11.3	約11.3	0
保安港区	約3.3	約0.4	約-2.9
マリーナ港区	約2.3	約2.3	0
修景厚生港区	約8.4	約6.6	約-1.8
計	約52.9	約52.9	0



審議会の開催状況



## 4 委 員

区分	氏 名	所 属
学識経験者	会長 梶見 吉晴 (まつみ よしはる)	鳥取大学 学長顧問
	丸岡 慎治 (まるおか しんじ)	日本通運(株)山陰支店 課長
港湾関係者	小林 和江 (こばやし かずえ)	鳥取港元小型船婦人部 部長
	田村 康悦 (たむら やすえ)	鳥取商工会議所青年部 専務理事
	岸 睦 (きし むつみ)	鳥取市賀露地区公民館
	胡 敏 (ふーみん)	FMLI インターナショナルジャパン
関係行政機関の職員	中崎 剛 (なかざき たけし)	国土交通省中国地方整備局 局長 (代理出席)
	細砂 隆 (ほそすな たかし)	国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局 次長
	松本 実 (まつもと みのる)	第八管区海上保安部境海上保安部 部長 (代理出席)
	羽場 恭一 (はば きょういち)	鳥取市 副市長 (代理出席)

## 5 委員からの意見

- 分譲の際は、鳥取港の有効活用につながるよう、鳥取港を利用する企業に特化していただきたい。
- 物流拠点としてだけでなく、観光資源としても活用していただきたい。

## 6 今後の取組

- 修景厚生港区から商港区に分区変更した1.8haのうち、まずは0.6haの港湾関連用地の分譲を年度内に開始する。



## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
技術企画課 〔鳥取県土整備事務所〕	国道482号道路災害復旧工事(別府工区)(応急)	鳥取市 用瀬町 別府	株式会社田中組 代表取締役 田中 弘文	179,960,000円  (予定価格) 195,255,500円	令和5年10月6日 ～ 令和6年3月25日	令和5年10月6日	制限付 一般競争入札 (18社)
道路建設課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕	街路両三柳中央線改良工事(12工区)(補助)	米子市 両三柳	株式会社みたこ土建 代表取締役 美田 耕一郎	180,840,000円  (予定価格) 197,089,200円	令和5年10月4日 ～ 令和6年3月22日	令和5年10月3日	制限付 一般競争入札 (5社)
港湾課 〔鳥取港湾事務所〕	鳥取港災害復旧応急工事(航路浚渫)	鳥取市 港町 地先	株式会社伊藤組鳥取営業所 所長 土肥 浩一	139,150,000円  (予定価格) 151,245,600円	令和5年10月3日 ～ 令和5年11月30日	令和5年10月3日	制限付 一般競争入札 (2社)

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

							県土整備部
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	県道大滝白水線(大坂工区)改良工事(3工区) (防災安全交付金)	西伯郡 伯耆町 大坂	美保テクノス株式会社 代表取締役社長 野津 健市	(当初契約額) 128,150,000円	令和4年10月4日 ～ 令和5年3月24日	(当初契約年月日) 令和4年10月3日	—
				(第1回変更後契約額) 133,302,400円 (変更額) 5,152,400円	(変更後工期) 令和5年7月19日	(第1回変更契約年月日) 令和5年3月22日	・伐木処分を追加したことによる工事費の増 ・現場発生土土質が悪く、その対応検討のための工期の延伸
				(第2回変更後契約額) 154,518,100円 (変更額) 21,215,700円	(変更後工期) 令和5年10月15日	(第2回変更契約年月日) 令和5年7月14日	・掘削土について、当初、路体盛土材として現場内流用を見込んでいたが、掘削中に高含水であることが判明し、ばっ気処理のため現場外へ仮置き場運搬を行ったことによる工事費の増 ・上記増工に伴う工期の延伸
				(第3回変更後契約額) 150,082,900円 (変更額) △4,435,200円	(変更後工期) 令和5年12月20日	(第3回変更契約年月日) 令和5年10月6日	・掘削の結果、想定を超える湧水が確認され、一部工事を取り止めたことによる工事費の減 ・上記、対応検討及び対策工実施に伴う工期の延伸

## 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
道路建設課 (中部総合事務所 県土整備局)	国道313号(倉吉関金道路)改良工事(小鴨工区)(41工区)(補助改良)	倉吉市 小鴨	株式会社共栄組 代表取締役 山崎 稔	(当初契約額) 88,330,000円	令和5年6月6日 ～ 令和6年2月14日	令和5年6月6日	—
				(第1回変更後契約額) 103,643,100円 (変更額) 15,313,100円	—	(第1回変更契約年月日) 令和5年10月19日	・ICT施工の実施による 工事費の増 ・一般交通の安全確保 のため、現道との取付部 に仮舗装を追加したこと 等による工事費の増
河川課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	水貫川河川改修工事(3工区)(補助)(国補正)	米子市 皆生新田	株式会社シモト 代表取締役 下本 稔	(当初契約額) 92,730,000円	令和5年2月15日 ～ 令和5年11月1日	(当初契約年月日) 令和5年2月14日	—
				—	(変更後工期) 令和6年1月31日	(第1回変更契約年月日) 令和5年10月30日	半導体の供給不足によ り、ゲート操作盤内の電 子部品の調達が遅れた ことによる工期の延伸